

ISO認証取得経費助成

助成額 最大 **60万円**

※対象経費の2/3以内で上限60万円となります。
※申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

申請期間 平成30年9月3日(月)～平成30年9月28日(金)

対象者

中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。 ※みなし大企業は除く。

(1)品川区で引続き1年以上事業を営んでいること

(2)法人事業税および法人都民税(個人事業主の場合は個人事業税および住民税)を滞納していないこと

対象ISO認証

ISO 9001、ISO 14001、ISO 27001

対象経費

上記のISO認証新規取得のための、①内部監査員養成等を目的とした講座・研修受講費用、②コンサルティング費用、③審査費用のうち、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に支払が完了するもの

助成金額

対象経費の2/3以内かつ上限60万円

(※申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。)

申請書類

(1)品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書(区指定様式)

(2)事業実施計画書(区指定様式)

(3)経費内訳書(区指定様式)

(4)助成対象経費に係る下記の書類

①申請する助成対象経費に講座・研修受講費用が含まれている場合は、当該講座・研修内容を記したパンフレット等(コピー可)

②申請する助成対象経費にコンサルティング費用が含まれている場合は、当該コンサルティング契約書(コピー可)

③助成対象経費の支払および支払日を証する請求書、領収書等(コピー可)

(5)(法人)履歴事項全部証明書

(個人)開業届

(6)(法人)法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書

(個人)個人事業税納税証明書および住民税納税証明書

(7)ISO認証取得費助成提出書類チェックシート

(8)申請者(担当者で可)の名刺

※(1)～(3)、(7)の書類は、品川区ものづくり支援サイトよりダウンロードが可能です。

(<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)

※(4)について、支払時期等の事由によりご提出ができない場合、申請時は(1)～(3)及び(5)～(8)のみのご提出とし、別途平成31年3月までにご提出ください。

※状況によって、上記以外の書類をご提出いただく場合があります。

【お問い合わせ】

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6340